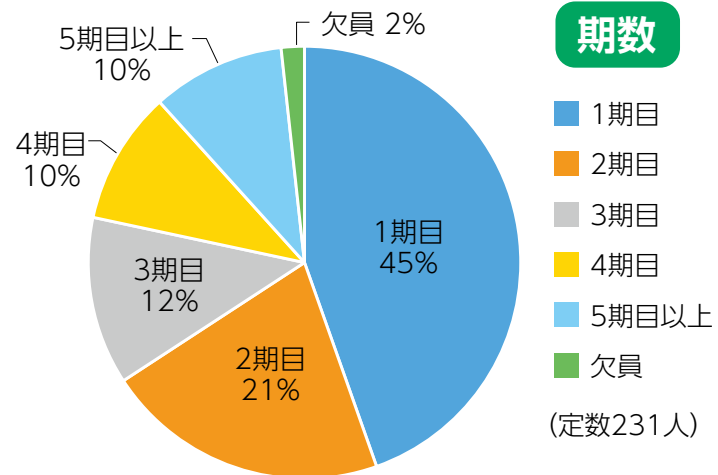


令和4年12月1日に、民生・児童委員が一齐改選されます

民生・児童委員の任期は3年のため、3年ごとに町内会長の推薦を受け、一齐に改選されます。現在活動している委員の60%以上が1期目もしくは2期目の委員です。

民生・児童委員は非常勤の地方公務員という立場であり、報酬はありません（実費相当の弁償費のみ）。ボランティアとして、地域の福祉の充実のために活動しています。ご家庭への訪問、電話での見守り活動等、地域における民生・児童委員の活動にご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



の活動も様々な制限や変化を余儀なくされています。本年も一部の定例会議が中止となったほか、要支援者等の見守りにおいても、できる限り対面を避けて実施してまいりました。そうした中でも行政や専門機関と連携し、見守りや支援の必要な方を見逃さないように心がけて活動に取り組んでいます。

さて、7月より一年間テレビの「コマーシャル」等で「民生委員・児童委員」の周知が図られています。令和4年度に予定される一齐改選に向けて、全国的に民生・児童委員の活動を知っていただくための取り組みです。本協議会としても、この「民児協あんじょう」について、例年は町内会の回覧板による周知でしたが、今年度は、「広報あんじょう」に折り込み、全戸配布とさせていただきます。

地域とのつながりが、私たち民生・児童委員の活動にとっての要です。今後、安心して暮らせる地域づくりのため、活動の一層の充実を図ってまいりたいと思いますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



安城市民生委員・児童委員協議会
会長 柴田綾乃

毎年、本紙において福祉まつりバザーでの収益金の報告を行っておりましたが、令和3年の福祉まつり及びバザーは中止となりましたので、ご報告いたします。

次回開催の折は、ぜひご協力くださいますようどうぞよろしくお願いいたします。



※民生・児童委員には守秘義務があります

地域において相談を受けたり、要支援者の名簿等を管理したりするため、民生・児童委員には民生委員法にて守秘義務が課せられています。

そのため、民生・児童委員に相談した内容が、本人への断りなく他者に伝えられることはありません。



民児協 あんじょう

第18号

〈発行・編集〉安城市民生委員・児童委員協議会 広報部会

Q1. これって何の数字？

(令和3年11月時点)

- 市内人数 ……………227人
- 平均年齢 ……………65.6歳
- 平均活動日数 ……………7.8日／月
- 任期 ……………3年間
- 制度開始から ……………100年以上

A1.

民生委員・児童委員
に関わる数字です。

※以下、民生・児童委員と表記

Q2.

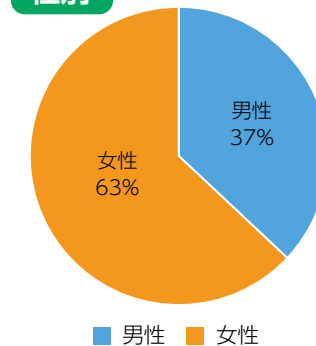


民生・児童委員ってどんな人？

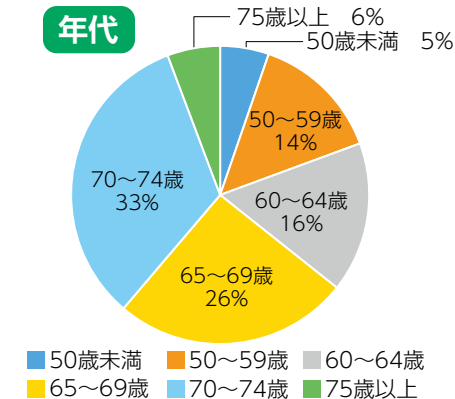
A2.

地域の皆さんに対し、同じ住民の立場から色々な相談に応じています。民生・児童委員になっている人は、仕事を引退した方や、現役で働いている方、パートタイムや自営業の方等、さまざまです。

性別



年代



Q3.



民生・児童委員はどんなことをしてくれるの？

A3.

高齢者や障害者、児童に関わる相談をはじめ、地域の皆さんの悩みごとを伺います。民生・児童委員が直接解決するわけではなく、市役所などの行政や、社会福祉協議会や地域包括支援センターなどの福祉の専門家につなげる役割を担っています。「困りごとがあるけど、相談先がわからない」というときに、相談される方が多いです。

また、気軽に相談しやすい「民生・児童委員さん」として地域の皆さんに顔馴染みになっていただくため、高齢者向けのサロン等の運営にも関わっています。

民生・児童委員はこんな活動をしています

地域で暮らす高齢者等の見守り

町内会（町内福祉委員会）と協力して、地域で暮らす要支援者（高齢者や障害者の方等）の見守りをを行っています。訪問や電話での安否確認のほか、地域のサロンの運営にも関わり、地域で元気に暮らし続けるための見守りネットワークの一部を担っています。

写真は古井住宅町内会の「ふれあいサロン」です。



地域住民からの相談

「福祉サービスを申請したいが、どこに相談してよいかわからない」「困りごとがあるが、どうしたらよいかわからない」等の相談を受けたときには、市役所や社会福祉協議会、地域包括支援センター等の担当部署や相談窓口につながります。



心配ごと相談

身近な悩みごと、困りごとの相談に応じます。電話相談も可能です。

- 場所 総合福祉センター（赤松町）※改修期間中は社会福祉会館（赤松町）
- 日時 原則火～土曜日 午後1：30～4：00（閉館日等を除く）
- 電話 77-7889

福祉電話

市からの依頼を受け、ひとり暮らし高齢者の希望者に対し、当番制で電話による安否確認を実施しています。福祉電話はボランティアの方々の協力もある中、週2回は民生・児童委員が受け持っています。



子育て支援

- ・小中学校の行事へ参加
- ・登下校時の見守り、あいさつ運動
- ・虐待の早期発見、早期対応 など

主任児童委員

子どもや子育てに関する支援を専門に担当する民生・児童委員です。安城市では各小学校区に1名（全21名）がおり、青少年健全育成に関わる会議や学校・地域の行事への参加等、子育て世代の目線を持って民生・児童委員活動に取り組んでいます。



町内会のサロン活動への協力

各地区で町内会などが主催するサロンの運営に協力しています。

写真は「ふれあいカフェささめ」という高齢者向けのサロンと「ささめおやかフェ」が同時開催したときの様子で、写真中央にて、オレンジのエプロンをつけているのが民生・児童委員です。



赤い羽根共同募金への協力

社会福祉協議会からの依頼を受け、募金活動への協力をしています。地域の事業所に募金のお願いに伺うほか、10月1日には街頭での募金活動に協力しています。



コロナ禍で工夫した活動（町内福祉委員会との連携）

手作りマスクの寄贈

町内会や地域の皆さんと協力し、見守りをしている高齢者の方たち、地域の保育園・幼稚園の皆さんに手作りマスクを寄贈しました。



「はがき」を活用した交流

感染症対策のため、サロン等が中止となる中、人と人とのつながりを途絶えさせないため、工夫した活動を行いました。

障害者施設の利用者の皆さんが作成した紙すきはがきを受け取り（右写真①）、これまでもサロンに参加していた小学生の皆さんに、高齢者の方々へのメッセージを書いてもらいました（②）。高齢者の方々からは、小学生の皆さんへお礼の返事を送りました（③）。

